

教員資格認定試験について（法第 16 条）

（1）趣旨

広く一般社会人から学校教育へ招致するにふさわしい人材を求めるため，大学等における教員養成課程等を歩んできたか否かを問わず，教員資格認定試験に合格した者に対して，教諭の資格が与えられる。合格者は，県教育委員会へ申請し，免許状を取得することができる。

（2）取得できる免許状の種類

- ア 幼稚園教諭
 - ・幼稚園教諭二種免許状
- イ 小学校教諭
 - ・小学校教諭二種免許状
- ウ 高等学校教諭
 - ・高等学校教諭一種免許状（情報）

〔令和 8 年度の実施状況〕

（3）受験資格等

受験資格等については，学校種，教科により異なるので，独立行政法人教職員支援機構のホームページを参照すること。